

特定健診の必要性について

国民健康保険課

☎ 973-3177

平成23年度、1か月で200万円以上の医療費がかかった41歳以上65歳未満の方は64名おり、その内58名は前年度の特定健診を受けていませんでした。

9割以上の方が特定健診を受けず、病気の予防や早期治療の機会を逃して重症化していったことから、比較的若い年齢の方々であっても健康管理していく必要性が高いといえます。

健康で重病にからなければ自身の生活の質を維持でき、まわりの人々には介護や付き添い、医療費の支払いといった負担もなく、さらに国保の財政も健全化できます。

ぜひとも毎年一度は特定健診を受けて、病気の予防や病気が軽いうちに早期発見・早期治療をしていきましよう。

健康づくり講習会

今年こそ自分磨きに力を入れ
素敵な女性をめざしませんか

健康支援課

☎ 973-3209

【とき】

① 1月31日（木）

食で魅力・女子力・美活生活（講話）
講師：宮國由紀江氏

（栄養士・国際中医薬膳師）

② 2月7日（木）

ポスチュアウオーキング（講話と実技）
講師：藤田佳子氏

（ポスチュアスタイリスト）

③ 2月14日（木）

美味しく栄養たっぷり
おしゃれなカフェ
講師：宮國由紀江氏（調理実習後、食事タイム）（栄養士・国際中医薬膳師）

【時間】 午後7時～午後9時

【ところ】 健康福祉センターうるみん3階視聴覚室・ホール・調理実習室

【対象】 市内在住の20～49歳の女性で、3回とも受講可能な方

【定員】 20名（先着）

【参加費】 無料

【申込方法】 健康支援課へ電話にて申込みください。

【申込期間】

1月15日（火）～1月29日（火）

※ただし、定員に達し次第締切ります。

高齢者の「障害者控除対象者認定書発行」及び「おむつ代の医療費控除の証明書発行」について

障害者控除対象者認定書発行について

介護保険の要介護認定を受けている方のうち、身体障害者又は知的障害者に準ずる者として障害者控除対象者に認定された場合に、障害者控除対象者認定書を発行します。所得税や市・県民税の申告をするときに、この認定書を添付すると、本人又はその扶養者が障害者控除又は特別障害者控除を受けることができます。

【対象者】

65歳以上の要介護認定者で、身体障害者、知的障害者に準ずる方、又はその人を扶養している方

※「すでに身体障害者手帳等で控除を受けている方」は、該当しません。

【控除の区分】

① 障害者控除（要介護認定結果において、障害高齢者自立度がA又は認知症高齢者自立度がII）

② 特別障害者控除（要介護認定結果において、障害高齢者自立度がB、C又は認知症高齢者自立度がIII、IV、M）

おむつ代の医療費控除の証明書発行について

介護保険の要介護認定を受けている方で、所得税や市・県民税の申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する「証明書」を使用することができます。

【対象者】

次の条件をすべて満たす場合に「証明書」を発行します。

① おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方

※1年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

② 要介護認定時に主治医から提出していただいた意見書で、寝たきり状態（寝たきり度B1～C2）にあり、尿失禁の発生可能性があることを確認できる方

【申請手続き】

介護長寿課窓口にて、申請書（※申請者印、対象者印必要）に必要事項を記入のうえ、介護保険被保険者証を添えて申請してください。

【お問い合わせ】 介護長寿課 ☎ 973-3208